国官参物第１１０号の２
平成２９年１０月３０日

公益社団法人全日本トラック協会会長　殿

大臣官房参事官（物流産業）

貨物利用運送事業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の収受等の取引環境の改善に取り組むため、国土交通省において平成２８年７月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げ、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約３割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手待ち時間料金）等が十分に収受できていない実態を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別立てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成２年運輸省告示第５７５号）の一部を改正する等、所要の改正が行われたことを受けて、標準貨物自動車利用運送約款（平成２年運輸省告示第５７９号）及び標準鉄道利用運送約款（平成２年運輸省告示第５８８号）の一部を改正することとする。

ついては、貴協会においても、新たな標準貨物利用運送約款への切替え及びこれに伴う掲示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

平成２９年１０月３０日
総合政策局物流産業室

標準貨物利用運送約款の一部を改正する告示について
（概要）

１．背景

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の収受等の取引環境の改善に取り組むため、自動車局貨物課において平成28年７月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」（以下「検討会」という。）を立ち上げ、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところ、当該検討会において、約３割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手待ち時間料金）等が十分に収受できていない実態を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため、運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別立てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

このため、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成２年運輸省告示第５７５号）の一部を改正する等、所要の改正を行ったところであり、標準貨物利用運送約款においても、同様の改正を行うこととする。

なお、改正の対象となる標準貨物利用運送約款は以下のとおり。

・標準貨物自動車利用運送約款（平成２年運輸省告示第５７９号）
・標準鉄道利用運送約款（平成２年運輸省告示第５８８号）

２．概要

○　標準貨物利用運送約款の一部改正
※ 標準貨物自動車運送約款の一部改正に同じ

ア　発地又は着地における荷待ちの対価として「待機時間料」を、発地又は着地における積込み及び取卸しの対価として「積込料」及び「取卸料」を収受することを規定する。

イ　運送状等の記載事項について、料金の具体例として「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」を、その他の費用として「燃料サーチャージ、有料道路利用料」を規定する。

ウ　貨物の積付けは、貨物利用運送事業者が行うことを規定する。

エ　貨物の積込み又は取卸しは、貨物利用運送事業者が料金を収受する場合は、貨物利用運送事業者が行うことを規定する。

オ　附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。

３．スケジュール

公　布：平成２９年１０月３０日
施　行：平成２９年１１月　４日

貨物利用運送事業者（自動車・鉄道）の皆様に行って頂く手続き等

国土交通省

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。

平成29年11月4日以降

新標準約款を使用する場合

必要な作業

①改正告示後の新標準約款を**主たる事務所及び営業所に掲示**する

②運賃及び料金の**変更届出**を行う（変更後30日以内）

※第一種貨物利用運送事業者（鉄道貨物運送）については②は不要

新標準約款を使用しない場合

旧標準約款を引き続き使用する場合 → 必要な作業

①旧標準約款を使用することについて速やかに**認可申請**を行う
②認可後、旧標準約款を**主たる事務所及び営業所に掲示**する

新たに独自に定めた約款を使用する場合 → 必要な作業

①独自に定めた運送約款を使用することについて**認可申請**を行う
②運賃及び料金の**変更届出**を行う（変更後30日以内）
※第一種貨物利用運送事業者（鉄道貨物運送）については②は不要
③認可された運送約款を**主たる事務所及び営業所に掲示**する

（その他：従前から独自の約款を使用している場合）
○独自の約款を引き続き使用する場合については手続きは不要
○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款：平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款
※旧標準約款：平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車利用運送約款及び標準鉄道利用運送約款

(2)

（様式）

年　月　日

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）の場合：○○運輸局長
第二種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）の場合　：国土交通大臣

○○　○○　殿

住所
事業者名
代表者名(役職名及び氏名)
電話番号

運賃料金設定（変更）届出書

貨物利用運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運賃及び料金を設定（変更）しましたので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称
住所
代表者名(役職名及び氏名)

第一種貨物利用運送事業
又は
第二種貨物利用運送事業　と記載

2. 設定（変更）した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び利用運送に係る運送機関の種類

貨物利用運送事業の種別
利用運送機関の種類

貨物自動車運送
又は
鉄道貨物運送　と記載

3. 設定（変更）した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類
運賃及び料金の額　　別紙①
適用方法　　別紙②

○「種類」「運賃及び料金の額」「適用方法」については、「別紙」と記載の上、詳細を別葉にまとめて提出することも可能
○本届出様式例の別紙①②は新設した料金の記載方法を例示したものであるため、実際の届出にあたっては、自社の現在の届出内容を確認した上で新事項及び旧事項を記載すること。

4. 設定（変更）の実施の日

平成29年11月4日

年　　月　　日

殿

住　　所
事 業 者 名
代 表 者 名　　㊞
電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物利用運送事業報告規則第3条の規定基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
   氏 名 又 は 名 称
   住　　所
   代 表 者 名

2. 設定(変更)した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種別及び運送に係る運送機関の種類
   貨物利用運送事業の種別
   利用運送機関の種類

3. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法
   種　　類
   運賃及び料金の額　別紙 ①
   適 用 方 法　別紙 ②

4. 実施年月日
   平成29年11月4日より実施

＜運賃料金変更届出書の様式例＞

＜別紙①＞

【積込料及び取卸料について】

（新）

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受
※作業員１人あたりの料金

（旧）

新設

【待機時間料について】

（新）

	上限	下限
○分を超える場合において○分までごとに	○ 円	○円

（旧）

新設

＜運賃料金適用方設定届出の様式例＞

＜別紙②＞

【積込料及び取卸料について】

（新）

荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

（1）車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

（2）作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

（3）積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

（旧）

新設

【待機時間料について】

（新）

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

（旧）

新設

【実費負担について】

（新）

荷主の要求により行う貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

（旧）

新設

③-1

平成２９年　　月　　日

東北運輸局長　殿

住　　所：
氏 名 又は 名 称：
代表者氏名（役職）：　　（印）

利用運送約款変更認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに登録番号

氏 名 又は 名 称：
住　　所：
代表者氏名（役職）：
登　録　番　号：

２．変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車運送）

３．変更しようとする利用運送約款

平成２９年１０月３０日付け改正告示前の標準貨物自動車利用運送約款

４．利用運送約款を変更する理由

平成２９年１０月３０日付け改正告示前の標準貨物自動車利用運送約款を引き続き使用するため

③-2

平成２９年　　月　　日

東北運輸局長　殿

住　　所：
氏 名 又は 名 称：
代表者氏名(役職)：　　(印)

利用運送約款変更認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに登録番号

氏 名 又は 名 称：
住　　所：
代表者氏名(役職)：
登　録　番　号：

２．変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類

第一種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）

３．変更しようとする利用運送約款

平成２９年１０月３０日付け改正告示前の標準鉄道利用運送約款

４．利用運送約款を変更する理由

平成２９年１０月３０日付け改正告示前の標準鉄道利用運送約款を引き続き使用するため

③-3

平成２９年　　月　　日

東北運輸局長　殿

住　　所：
氏 名 又は 名 称：
代表者氏名(役職)：　　(印)

利用運送約款変更認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第２６条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏 名 又は 名 称：
住　　所：
代表者氏名(役職)：

２．変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類

第二種貨物利用運送事業（鉄道貨物運送）

３．変更しようとする利用運送約款

平成２９年１０月３０日付け改正告示前標準鉄道利用運送約款

４．利用運送約款を変更する理由

平成２９年１０月３０日付け改正告示前の標準鉄道利用運送約款を引き続き使用するため